

令和6年度放課後児童クラブ入会児童 選考基準

1 基礎項目

R5.11.20改訂

就労等の類型		保護者の状況		基礎点数		
				父	母	
No.	類型	就労日数等	終業時刻・日数・就業時間			
①	就労（自営業含む） ※上限は父母それぞれ10点	区分A （固定就労）	終業(平均)時刻	17時以降	10	10
				16時以降17時未満	9	9
				15時以降16時未満	7	7
				14時以降15時未満	6	6
				13時以降14時未満	5	5
				12時以降13時未満	4	4
				11時以降12時未満	3	3
		就労日数	週4日	△1	△1	
			週2・3日	△2	△2	
			週1日	△3	△3	
	区分B （変則就労）	就業時間月平均 （休憩時間含む） ※通年利用の場合 は、終業時間が14時 以降の日があること	170時間以上（週42, 5時間以上）	10	10	
			140時間以上（週35時間以上）	9	9	
			120時間以上（週30時間以上）	7	7	
			100時間以上（週25時間以上）※	6	6	
			80時間以上（週20時間以上）※	4	4	
			60時間以上（週15時間以上）※	3	3	
	区分C （内職）	就業時間月平均	140時間以上（週35時間以上）	6	6	
100時間以上（週25時間以上）			4	4		
80時間以上（週20時間以上）			2	2		
②	父母の 疾病等 （本人）	自宅療養	保育不可能（他者の介護が必要な場合、要介護2以上）	10	10	
			保育に支障がある（運動、外出制限はあるが、身の回りのことは自分でできる場合、要介護1）	7	7	
			上記以外（要支援2又は同程度）	5	5	
	障害	保育不可能（身体障害者手帳1級・2級、療育A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度）	10	10		
		保育に支障がある（身体障害者手帳3級、療育B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度）	8	8		
		その他	6	6		
③	他者の介護	重度の介護を要する（要介護4以上、身体障害者手帳1級・2級、療育A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度）	10	10		
		中度の介護を要する（要介護3、身体障害者手帳3級、療育B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度）	8	8		
		軽度の介護を要する（要介護2又は同程度）	6	6		
		上記以外（要介護1以下又は同程度）	4	4		
④	その他	死亡	10	10		
		出産（出産予定日の前2か月、後3か月以内）	-	10		
		離婚、海外在住、行方不明、拘禁（1年以上）等	10	10		
		学校・職業訓練学校等への通学	①を適用			
基礎点数		基礎項目①～④の点数の合計 ※①～④の重複選択は、不可				

【裏面あり】

2 調整項目

児童の世帯の状況			調整点数
① 児童学年		1年生	30
		2年生	25
		3年生	15
		4年生	5
		5年生	1
② 祖父母の状況 ※父方、母方の祖父母の点数を比べて少ない方を加点する。 ※75歳以上は10点として扱う。	市内に祖父母がいない		10
	同居	基礎項目①～④を準用 $\{(祖父の基礎点数) + (祖母の基礎点数)\} \div 2$	0～10
	別居	基礎項目①～④を準用 $\{(祖父の基礎点数) + (祖母の基礎点数)\} \div 4 + 5$	5～10
③ 児童の状況 ※重複選択不可	身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持又は特別支援学級在籍		6
	発達障害の診断		3
	R6年度通級指導教室の利用を予定している（ことばの教室、発達教室等）		3
④	児童虐待及び養育放棄、DV等 (こども・若者支援課に係る緊急性を要する世帯)		10
⑤	生活保護世帯		5
	ひとり親世帯（祖父母と同居でない場合） ※同居とは、世帯分離・2世帯住宅・隣接する住宅を含む。(以下、同じ) ※生活保護世帯かつひとり親世帯の場合は、生活保護世帯の点数のみ加点する。		5
	単身赴任（祖父母と同居でない場合）		5
⑥	その他市・社会福祉協議会が必要と認める場合		*
調整点数		調整項目①～⑥の合計	
合計点数		基礎点数 + 調整点数	

- ・基礎項目について、父母ともに①～④のいずれかに該当しているかを確認し、基礎点数を算出する。
(児童クラブの主たる利用理由を基礎項目の①から④のうち、ひとつ選択する。 ※ 基礎項目①～④の重複選択は不可)
- ・調整項目①～⑥の該当事項を加算し、調整点数を算出する。
- ・基礎点数と調整点数を合計し、合計点数を算出する。